

- 一、吾黨は、労働者、農民、俸給生活者、その他無産市民の政治上、經濟上、社會上の利害を代表す
- 二、吾黨は、有産者の利害に偏倚したる政治上、經濟上、社會上の諸制度を改め合理公正なる社會生活の實現を期す
- 三、吾黨は、同一の社會府を代表する全ての全國的及び地方的無産政黨の合同によつて單一政黨の樹立を期す

政策

- 一、普通選挙の徹底(二十歳以上の男女の選挙権、被選挙権の獲得、保証金居住期間その他の無産階級の選挙権行使に對する一切の制限の撤廃、大選挙区比例代表制の制定)
- 二、無産階級運動抑壓法令の改廢
- 三、言論、集會、結社、出版、上演、上映の自由確立
- 四、税關の根本的改廢、無産階級の負担軽減、財産税、所得税の高率累進課税
- 五、生活必需品の消費税及び關稅の撤廢
- 六、軍備の縮小と兵役年限の短縮
- 七、殖民地の政治的差別撤廢
- 八、秘密外交の打倒
- 九、萬國不當拘束に對する國家の賠償、裁判制度の改革
- 十、地方自治制の民主化

規約

- 一、八時間労働制(朝山労働六時間)の確立
 - 二、最低賃金の制定
 - 三、少年及婦人の夜間労働、坑内労働及び危険作業の禁止
 - 四、工場法、礦山法、海員法の改正及び自由労働者保護法の制定
- 第一章 名義**
- 第一條 本黨は東京無産黨と稱し、本部を東京に置く
- 第二章 目的**
- 第二條 本黨は黨の綱領、宣言及び決議を貫徹するを以て目的とす
- 第三章 組織**
- 第三條 本黨は黨の綱領規約を遵守する個人を以て構成す
- 第四章 機關**
- 第一節 黨大會
 - 第四條 黨大會は黨の最高決議機關にして、大會代議員執行委員及本部役員を以て構成す
 - 第五條 黨大會は毎年一回執行委員會之を召集し議長副議長は大會に於て選舉す
 - 但し執行委員會は黨員三分の一以上の要求ありたる時又は執行委員三分の二以上必要多しと認めたる時は臨時大會を召集す
 - 第六條 黨大會の代議員は支部より選出するものとす
 - 其の選出比率は黨員三十名に付一名とし總數は二十名を越ゆること一名を許す
 - 第七條 黨大會は代議員過半数出席するに非ざれば議決する事を得ず
 - 第八條 黨大會の議事は出席代議員の過半数を以て決す可否同數なる時は議長之を決す
 - 第九條 黨大會は執行委員長、執行委員若干名書記長並に會計を選出するものとす
 - 第二節 執行委員會
 - 第十條 執行委員會は次期大會に至る迄の最高執行機關にして大會に對し責任を負ふものとす
 - 第十一條 執行委員會は執行委員書記長及書記長を以て構成す
 - 第十二條 本黨事務の執行機關として常在執行委員會を置く
 - 第十三條 常在執行委員會は執行委員長及常在執行委員、書記長を以て構成す
 - 第十四條 執行委員は執行委員會に於て互選す
 - 第十四條 執行委員會は必要に應じ、組織、宣傳、教育、調査、財政、機關紙圖帳等の部門を設くるものとす
 - 第十五條 各部門は執行委員會の統制を受く
 - 第十六條 各部門は部長一名、部員若干名を以て構成し執行委員會之を任免す
- 第五章 本部役員**
- 第十七條 本部に左の役員を置く
 - 一、執行委員長 一名 二、書記長 一名
 - 三、會計 一名 四、部長 若干名
- 第十八條 執行委員長は黨を代表し黨務を總轄す

- 五、俸給生活者保護法の制定
 - 六、失業防止及び失業保險制度の確立
 - 七、健康保險法の改正
 - 八、立入禁止假處分及び立宅差押の禁止、耕作權の確立と基調とする小作法の制定
 - 九、最高小作料の制定
 - 十、小農の養蠶事業に對する保護法の制定
 - 十一、團體協約、租業契約の確立を含む組合法の制定
 - 十二、預金部資金運用の民衆化、信用組合の民衆化等無産階級的金融制度の確立
 - 十三、生活必需品の價格公定制度の確立
- 社 會**
- 一、男女の法律上、社會上の權利及び機會の平等
 - 二、公娼制度の撤廢
 - 三、封建的階級制度の打倒
 - 四、疾病、老衰、災害保險制度の確立
 - 五、義務教育及び職業教育の一切の費用の國家負擔
 - 六、借地借家法の徹底的改正と公營住宅の建設
 - 七、舊機關の公營

- 第十九條 書記長は執行委員長を補佐し黨務を處理す
 - 第二十條 會計は黨の會計事務を處理す
 - 第二十一條 各部長は常在執行委員之を担任し該部門の活動を統轄す
 - 第二十二條 本部役員は執行委員會及常在執行委員會、大會に於て選舉するものとす
 - 但し決議權を有せず
 - 第二十三條 黨役員は任期は一年とす
- 第六章 支部**
- 第二十四條 支部は執行委員會の承認を経て地理的區劃により黨員三十名以上を以て組織するものとす。但し必要なる場合は執行委員會の承認を要して適宜之を組織することを得
 - 第二十五條 支部には左の機關を置くものとす
 - 一、大會 二、幹事會
 - 三、常任幹事會 四、部 門
- 第七章 黨費及會計**
- 第二十六條 支部規約は本部執行委員會の承認を要す
 - 第二十七條 黨費は黨員一名に付年額金壹圓貳拾錢とす(但し分納を許すことあるべし)
 - 第二十八條 黨員納入の黨費は一切之を返還せず
 - 第二十九條 黨費は本部及支部に配分す
 - 第三十條 黨經費の總算は執行委員會に於て原案を작성し大會の議決を経るを要す
 - 第三十一條 黨經費の決算は大會の承認を経るを要す
 - 第三十二條 黨機關紙の會計は團會計とす
 - 第三十三條 黨は會計監査若干名を置き會計の監査に任ず。會計監査は大會に於て之を選任す
 - 第三十四條 黨會計年度は毎年十月一日より翌年九月三十日迄とす
- 第八章 入 黨**
- 第三十五條 本黨に入黨せんとするものは支部、若しくは黨本部に申込みし執行委員會は之を審査し入黨の許否を決定す
- 第九章 附 則**
- 第三十六條 黨員にして左の一に該当するものは執行委員會又は大會に於て除名することを得
 - 一、黨の綱領、規約に違背したる者
 - 二、黨の面目を毀損したる者
 - 三、黨の統制を亂したる者
- 第十章 附 則**
- 第三十七條 前條の規定は支部にも準用す
 - 第三十八條 黨の綱領及規約は黨大會出席代議員三分の二以上の賛成を得るに非ざれば變更加除することを得ず

入 黨 申 込 書		職業	姓名	住所	所属團體
右黨規約綱領承認の上入黨申込候				昭和 年 月 日	
東京無産黨 御中				郡市 町	番地

取 線